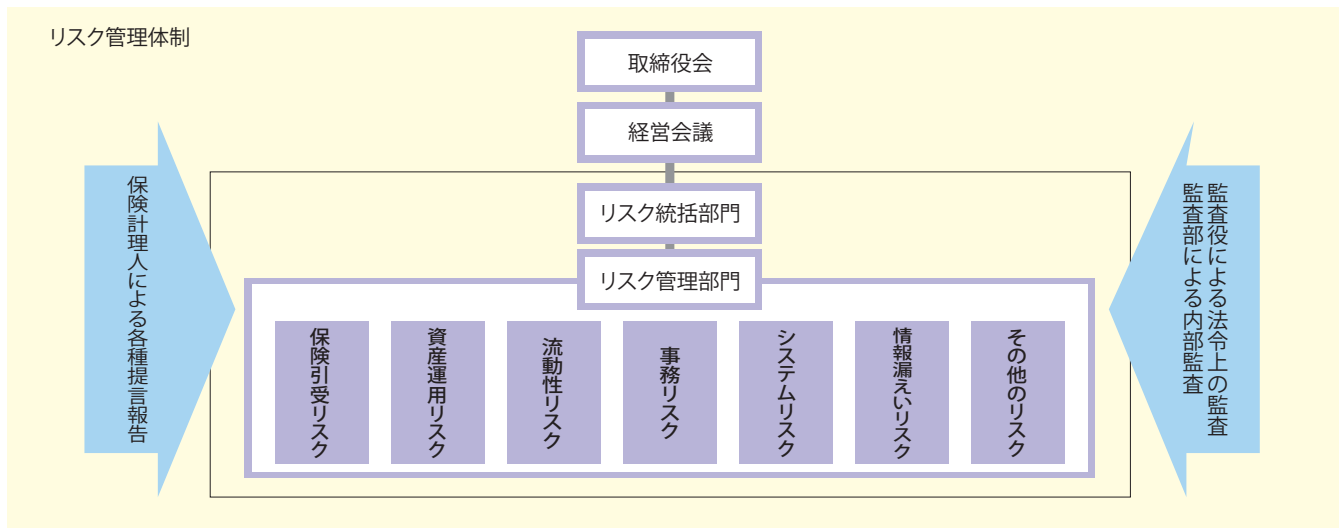




損害保険会社を取巻くリスクは、経営環境の変化に伴って多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性がますます高まっています。ソニー損保ではリスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化したときの対策など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク管理体制

業務遂行に係るリスクについて、リスク管理方針を定めるとともに、リスク管理部門を定めてリスク管理に取り組んでいます。



主要なリスクの概要とリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

■ 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失をこうむるリスクです。

当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けること、必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、または将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更、保有限度額の変更等の措置を講じることなどを定めています。当社ではリスク管理の一環として半年ごとに料率検証を行い、予想外に損害率が悪化した場合にどのような影響をこうむるか、損害額を算出するなどの検証を実施しています。

■ 資産運用リスク

保有する資産の価値が変動するリスクや、投融資先が倒産するリスクなどがあり、その性格から、「市場関連リスク」「信用リスク」等に分類されています。

市場関連リスク

金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動して損失をこうむるリスク。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失をこうむるリスク。

当社では、保有する資産の特性に応じたリスクファクターを認識し、資産横断的なポートフォリオ全体のリスク状況を的確に把握・分析・コントロールすることなどを基本方針として「資産運用リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運用を行っています。また、予想外の大きな金融市場の混乱が発生した場合には、保険会社は、通常では考えられないような損失をこうむる可能性があります。当社では、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額など影響範囲を事前に分析したうえで、会社の経営が大きな影響を受けないように、あらかじめリスク管理指標に反映しています。

■ 流動性リスク

保険料収入の減少や、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払による資金流出や、市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失をこうむるリスクです。当社では、「流動性リスク管理規程」に則り、キャッシュフローを予測し、資金効率を維持しつつ、流動性不足に陥らないよう流動性資産を十分に保有するとともに、投資目的などに応じて収益性・流動性を考慮した投資限度額を設定しています。

■ 事務リスク

社員や代理店等が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失をこうむるリスクです。当社では、「事務リスク管理規程」などの、法令等に則った各種業務に応じた規程やマニュアルを整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化ならびに検査結果、不祥事件などの状況を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの極小化に努めています。

■ システムリスク

コンピュータのシステムダウン、誤作動、不正使用などにより損失をこうむるリスクのことです。当社では、情報システムの安全確保のため、各種業務規程等を整備しています。

■ 情報漏えいリスク

不正な処理等によりお客様情報や機密情報が漏えいし、損失をこうむるリスクのことです。

当社では、お客様情報・会社情報の漏えい防止のため、各種業務規程等を整備し、情報資産の保護に努めています。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムにおいては、全社を適用範囲とするJISQ27001:2006 (ISO/IEC27001:2005) の認証を、2007年6月に取得し、現在も認証を継続しています。

■ その他のリスク

上記以外にも、当社におけるさまざまなリスクを認識し、各リスク管理部門を中心にして、これらのリスク管理に努めています。

再保険リスクについて

再保険リスクと対処の概要

引受けを行った保険の責任(リスク)をすべて当社で負担するのではなく、再保険を設定(出再)することで、他の保険会社にリスクを移転しています。再保険設定後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といい、この再保険設定に関連するリスクとして、主に次の2つのリスクがあります。

- ①保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な再保険が設定されないこと
- ②再保険先の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないこと

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社の担保力(準備金、収益性)などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で設定しています。保有の上限額を超える引受けを行う場合には、適格要件を満たした再保険先に対して再保険の手配を行っています。なお、再保険先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力(財務内容)を主として、確認すべき項目につき適切に点検のうえ、選定しています。また、再保険の引受け(受再)を行う場合には、リスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に対処しています。

再保険リスク管理

保有・再保険に関する基本方針は、「保険引受リスク管理方針」の中で定めています。同管理方針の制定・改廃は、保険計理人・リスク管理部門の確認、経営会議の承認を経て、取締役会の承認により実施しています。

また、担当部門による再保険リスクの管理状況については、保険計理人・リスク管理部門によるモニタリング・了承を経て、経営会議に定期的に報告されています。なお、担当部門がリスク管理にかかわる重要事項を変更する場合には、保険計理人・リスク管理部門の承認を得たうえで、経営会議等の承認を得ることになっています。

自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害(地震・台風等)が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。

当社では、想定される損害を統計的に分析し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野における責任準備金積立の適切性を確保するために主務官庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

「ストレステスト」は、あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の見込みを超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分、長期就業不能所得補償保険(*1)の3つの契約区分で実施しています。「ストレステスト」で予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積立てます。

「負債十分性テスト」は、「ストレステスト」で責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の見込みの範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいたした契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。

ストレステスト、負債十分性テストにおける事故発生率の設定水準

「ストレステスト」は、契約区分ごとに次のとおり事故発生率を設定しています。

①ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分
過去5年間の実際の事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。

②長期就業不能所得補償保険(*1)

新規の引受けを停止し母集団が小さくなっているため、実際の事故発生率によらず、保険料算出に用いた事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。「負債十分性テスト」は、「ストレステスト」における99%の確率を97.7%の確率におきかえて実施します。

テストの結果

テストの結果は以下のとおりです。

契約区分	ガン重点医療保険		長期就業不能所得補償保険(*1)
	がん保障部分	医療保障部分	
ストレステスト	責任準備金だけで十分である。	責任準備金だけで十分である。	責任準備金は不足するおそれがある。
危険準備金の積立額	積立不要	積立不要	0.06百万円
負債十分性テスト	実施不要	実施不要	実施
責任準備金の追加額			6.26百万円

長期就業不能所得補償保険については、母集団が小さく、事故発生率の変動に対応することおよび事業費をまかなうことができないため、将来の債務の履行にそなえて、危険準備金0.06百万円と追加責任準備金6.26百万円を積立てています。

(*1)長期就業不能所得補償保険については、2003年1月をもって新規の引受けを停止しました。

ソニー損保の経営

CSR(企業の社会的責任)への取組み

当社は、営業開始から約10年を経て、企業の成長とともにCSR(企業の社会的責任)への自覚を一層強めてきました。当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様のご支持によって成り立っているからこそ、CSRに真剣に取り組むことで、ステークホルダーの皆様にご提供する価値を高めていきたいと考えています。

現在、当社では事業の根幹となる「損害保険事業の適切な遂行(商品・サービスの提供)」をはじめ、「コーポレートガバナンス／コンプライアンス」「社会貢献活動」「環境保全活動」などに取り組んでいます。

損害保険事業の適切な遂行(商品・サービスの提供)

損害保険制度は、暮らしや企業の活動において「小さな負担(多数の人々が保険料という形で出金を出し合う)で、いざという時の大きな安心(出したお金から補償を受ける)を得ることができる」という、相互扶助の精神に基づいたしくみです。

このしくみが適切に運用されること、つまり損害保険事業を適切に遂行することが、私たち損害保険会社の社会的責任の根幹です。そのためには、お客様のニーズにお応えできる、お客様に信頼・安心していただける商品やサービスを提供していくとともに、お客様の声を傾聴し商品・サービスに反映させていくことが最も大切であると考えています。

☞お客様にわかりやすくお伝えするための取組みや、お客様の声を業務に活かすための取組みについては、12～16ページをご参照ください。

☞取扱商品・サービス体制については、17～27ページをご参照ください。

コーポレートガバナンス／コンプライアンス

高い倫理観を持ち、事業活動のあらゆる領域において、コンプライアンスの徹底が図れるような教育の実施や体制構築に努めています。また、個人情報管理の徹底や、人権啓発教育にも取り組んでいます。

☞コーポレートガバナンスやコンプライアンスなどについては、28～33ページをご参照ください。